

所 信

令和 3 年 9 月 30 日
日本証券業協会
全国証券取引所協議会
一般社団法人 投資信託協会

我が国は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況の下、累次の補正予算等の実施を通じて、国民の命と暮らし・雇用を守りつつ、経済活動を支えるため、様々な取組みが鋭意行われている最中にある。

こうした中、政府の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」では、ともすれば硬直的ともいわれてきた日本経済の構造や我々の意識の変化、世界的なグリーン投資・デジタル投資の加速とそれに対応した経済・産業構造の急速な変化といった内外の変化を捉え、我が国経済の構造改革を戦略的に進め、ポストコロナの持続的な成長基盤を作っていく必要があるとされたところである。

我々としても、こうした社会課題に真摯に向き合い、投資による資産形成の推進及び活力ある金融資本市場の実現を通じて、我が国経済の一層の発展及び世界に開かれた国際金融センターの実現に貢献できるよう、以下に掲げる課題に全力で取り組む所存である。

関係各位におかれては、一層の御理解と御協力をお願いしたい。

I. 投資による資産形成の推進

1. 人生 100 年時代に対応した資産形成

我々は、「人生 100 年時代」に適切に対応していくため、証券業界・資産運用業界として、投資による中長期的な資産形成をより一層推進していく必要がある。

まず、つみたて NISA を始めとした NISA 制度について、広報活動を展開するとともに、制度の拡充・利便性向上につながる働きかけを関係各方面に対して行う。また、確定拠出年金制度の普及のための制度・事務改善に向けた取組みや、職場を通じた資産形成を促進するための普及活動を引き続き行う。

さらに、若年層を中心に証券投資に興味・関心を持ってもらえるよう、証券投資の意義・目的の理解促進を図る広報活動を実施するとともに、株式投資による資産形成の推進のため、幅広い層に株式投資の魅力を訴える。投資信託等については、NISA、iDeCo の一層の制度普及を通じ、その長期・分散・積立投資の効果を広く認識してもらうための活動を行う。

加えて、投資者の選択肢を広げてリスク回避のための柔軟な投資を可能とする観点から金融所得課税の一体化、リスク資産の世代間移転を円滑にする観点から相続税評価額等の見直しについて、関係各方面への働きかけを行う。また、高齢社会に対応した効果的な資産の運用・管理や代理人等を利用した取引のあり方、世代間の円滑な資産継承に向けた課題等について必要な調査・検討を行う。

2. 金融・証券知識の普及啓発

新学習指導要領における金融・証券に関する内容の拡充や、学校現場における ICT 化の進捗といった、金融経済教育の授業の内容や環境の変化に応じて、中学校（社会科）・高等学校（公民科・家庭科）等の教員を支援するため、金融経済教育の進め方（学習指導案）・副教材の提供、教員向けセミナーの実施を始めとして、学校向けの金融・証券教育支援活動を推進する。

また、投資未経験者・初心者向けの証券知識の普及・啓発を図るため、セミナーや講師派遣を実施するとともに、若年層向けアンケートの結果を踏まえた Web コンテンツの開発・提供等を行うなど、社会人向けにも証券知識の普及・啓発活動を推進する。

II. 活力ある金融資本市場の実現

1. 金融資本市場の機能・競争力の強化

ブロックチェーン技術を活用した株式や債券等（トークン化有価証券）について、投資者保護及び市場の健全な育成の観点から必要な検討・対応を行うとともに、金融イノベーションに関する動向等を踏まえ、関係機関等との連携を図りながら情報収集を行い、証券業界・資産運用業界に与える影響等について調査・研究を進める。

また、総合取引所での取引開始から 1 年が経過したことを踏まえ、デリバティブ市場の一層の発展及び投資者の利便性の更なる向上を図る。加えて、新規・成長企業を始めとした非上場企業への成長資金の供給促進及び投資者の投資機会の拡大を図る観点から、非上場株式や私募ファンド等に係る特定投資家向け私募・取引について制度整備を行う。さらに、株主コミュニティ及び株式投資型クラウドファンディング等の非上場株式取引制度の制度改善を図るとともに、非上場株式の取引制度について周知活動の強化を図る。

社債市場については、トピックや課題に関して市場関係者間で共有を図り、信用リスクが相対的に大きい企業の社債発行及び投資者の裾野拡大に向け、検討を行う。さらに、LIBOR の公表停止に備え、金利の決定に LIBOR を参照する債券等の取扱いについて必要な検討を行う。

マイナンバー制度については、引き続き、制度の着実な定着及び利活用範囲の拡大に向けた検討を行うとともに、顧客からのマイナンバー提供の促進に向けた周知活動を行う。

2. 脱炭素（グリーン）社会の実現、SDGs 達成に向けた取組み

直近の改訂によりスチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードにおいては、ESG 要素を含んだサステナビリティを考慮するとされた。こうした動きに対応しつつ「脱炭素（グリーン化）」実現に向けたサステナブルファイナンスを推進するべく、グリーンボンドやソーシャルボンドを始めとする SDGs 債の普及に向けた取組みを推進するとともに、投資者・発行会社へのサポートなど環境整備に関する検討を進める。また、投資信託等の商品の組成・提供においても ESG 要素を考慮し、脱炭素社会の実現の後押しを図る。

さらに、働き方改革・ダイバーシティの積極的な推進や、経済的に厳しい状況の子供たちが将来に希望を持って成長できる社会の実現に向けた支援等を継続する。

3. 市場仲介者及び資産運用者の機能・信頼性の向上

「顧客本位の業務運営」に関する運営状況を踏まえて必要な対応を検討・実施し、「重要情報シート」の導入・活用に向けた実務面での対応についての検討を行うとともに、高齢顧客の属性や状況により適応した金融サービスが提供できるよう、必要な対応を進める。

また、証券業界・資産運用業界における更なるペーパーレス化・デジタル化を推進するため、関係各方面への働きかけを行うとともに、円滑なデジタル・トランスフォーメーション（DX）推進のための検討を行う。また、顧客がより一層安心して証券取引を行うことができるよう、インターネット取引における不正アクセス等の防止に向けたセキュリティ水準向上のための取組みについて検討・対応を行う。

さらに、本年 11 月に創設される金融サービス仲介業を通じた有価証券の販売において十分な投資者保護が図られるよう、自主規制規則の整備や関係者との連携・調整を行う。

4. グローバルな情報発信・連携の拡充

海外関係者との会議・イベントの開催・参加を行うとともに、英語対応を一段と拡充し、我が国金融資本市場の現状や取組みについて積極的な情報発信を行う。

また、金融資本市場に関連する国際的な法規制等の動向について、国内外の関係機関と連携を図りながら適切な情報収集・交換を行い、共通課題への対応を進めるとともに、国内へのフィードバックを行う。

以 上